

第2節 特許庁	391
1. 審査体制整備のための取組	391
1. 1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組	391
1. 2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組	392
2. 国際的な取組	392
2. 1. 国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組	392
2. 2. 知的財産保護のための取組	395
3. 知的財産活動の活性化のための取組	395
3. 1. 中小企業等に対する支援	395
3. 2. 大学等に対する支援	399
3. 3. 知財活用全般に対する支援	400
4. 特許法等の一部を改正する法律案	401
5. 特許特別会計の歳出・歳入構造改革	403

第2節 特許庁

1. 審査体制整備のための取組

1. 1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組

出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加等、特許審査における審査処理の負担が年々増加している。こうした中、特許庁では、迅速かつ確かな審査を行うため、先行技術文献調査の外注の活用、必要な審査官の確保等の様々な取組を着実に実施することにより、審査体制の整備や審査の効率化を図ってきた。2020年度の先行技術文献調査の登録調査機関への発注件数は13.9万件である。また、近年の外国語特許文献割合の増加や外国語特許文献の調査の重要性の高まりに対応するため、2013年度から、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献に加えて外国語特許文献にまで拡張しており、2020年度は発注件数13.9万件のうち、10.6万件で英語特許文献検索、3.9万件で韓国語特許文献検索、3.6千件で独語特許文献検索を行った。調査結果については、審査効率を最大限向上させるべく検索者から審査官に口頭で説明しているところ、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症への対策として、対面ではなくオンラインでの説明を優先的に実施した。これらの取組により、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、調査結果が着実に納入され、特許審査の迅速性維持につながった。

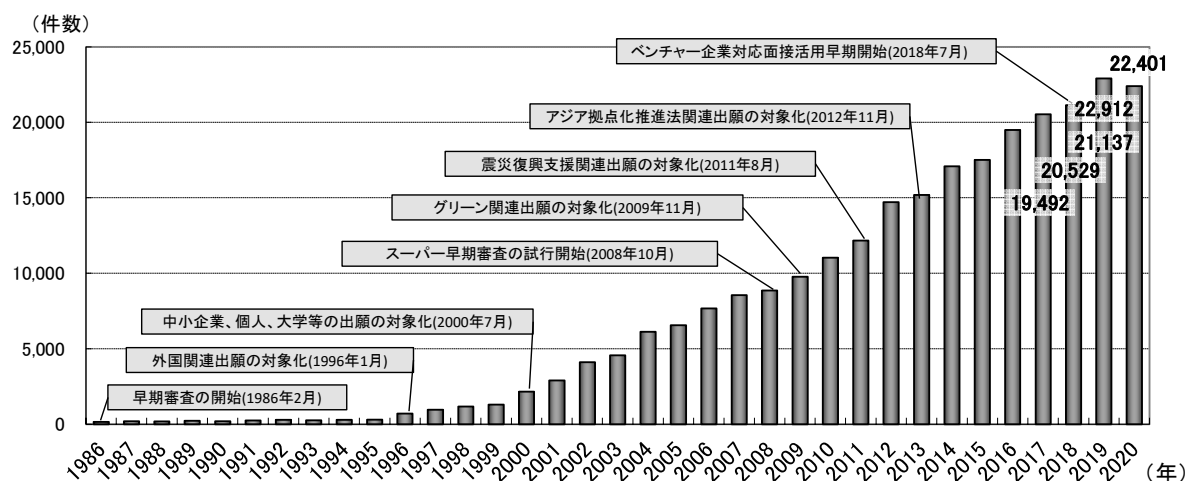
特許審査の質の維持・向上に対する社会的要請は非常に強く、特許庁では、2014年に公表した「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」（2014年に初版を公表、2016年7月に改訂）に沿っ

た品質管理を通じて、特許審査を的確に実施し、世界最高品質の特許審査の実現を目指している。また、2014年度からは、経験豊富な審査官からなる約100名の品質管理官を配置し、特許審査の一連のプロセス（本願理解、先行技術文献調査、対比判断、通知書の作成）を対象とした品質監査を実施している。

第四次産業革命と呼ばれる大量のデータとAI（人工知能）を活用する技術革新への期待が高まっている。この状況を踏まえ、AI関連技術の特許出願に対する特許審査の透明性と予見可能性の向上と、その特許審査の運用の対外発信を目的として作成されたAIを様々な技術分野に応用した発明に関する特許審査事例について、各種説明会や国際会議、国際シンポジウム等を通じて、ユーザーに広く周知した。

さらに、AI関連技術は代表的な融合技術であり、その審査においてはAIに関する技術水準の把握のみならず、様々な技術分野におけるAIの応用状況などを的確に把握する必要がある。そこで、特許庁は、2021年1月に、AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために、各審査部門の担当技術分野を超えて連携するAI審査支援チームを発足させた。AI審査支援チームでは、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び関連する特許審査施策の検討等を行っている。AI担当官、AI関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部門の知見を集約し、AI審査支援チーム外の審査官からの相談に応じることで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っている。

図9 早期審査申立件数の推移



1. 2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査制度を実施している。2020年の早期審査の申請件数は22,401件であり、年々増加傾向にある（参照：図9）。早期審査制度を利用した出願の2020年の一次審査通知までの期間の平均は、早期審査の申請から平均2.7か月となっており、制度を利用しない出願と比べ一次審査通知までの期間が大幅に短縮されている。

早期審査制度では、既に実施又は2年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）や、外国にも出願している出願（外国関連出願）、また、個人、中小・ベンチャー企業や、研究成果の社会への還元が期待される大学・TLO、公的研究機関からの出願を対象としているほか、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）についても試行的に対象としている。2011年8月からは、企業活動に必要な技術を早期に保護し活用可能とすることで、震災からの復興を支援するため、被災した企業、個人等の出願（震災復興支援関連出願）も早期審査の対象に加えている。また、2012年11月からは、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審査の対象に加えている。

また、2008年10月からは、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行している。スーパー早期審査制度を利用した出願の2020年の一次審査通知までの期間の平均は、スーパー早期審査の申請から平均0.9月（国内移行した特許協力条約に基づく国際出願については平均1.5月）となっている。

審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接を実施している（2020年実績：1,883件）。面接の形態として、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接（2020年実績：195件）や、Webアプリケーションを利用したオンライン面接も実施している

（2020年実績：1,015件）。2017年7月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、毎月第1・第3金曜日に、出張面接が重点的に実施されている。

さらに、近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査を2013年4月より開始した（2020年実績：21件（対象とされた特許出願は175件、意匠登録出願は2件、商標登録出願は1件））。事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

2. 国際的な取組

2. 1. 国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組

（1）知的財産制度・運用の調和

出願人が同一出願を複数国に行う場合の利便性を向上させるため、世界知的所有権機関（WIPO）や各国特許庁と協力して知的財産制度・運用の更なる調和に努めている。

2018年の世界の特許出願件数約333万件のうち、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO）の五庁への出願は約284万件と約85%を占めている。五庁は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007年5月に米国・ハワイにて五庁（IP5）長官会合を初めて開催し、特許分野における制度運用調和・審査結果の相互利用・審査の質の向上・特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等で検討を継続的に行っている。

2020年7月に開催された第13回五庁（IP5）長官会合は、コロナ禍での初のテレビ会議形式での実施となり、新型コロナウイルス感染症への対応について意見交換する

とともに、今後五庁で取り組む新技術・AI分野における協力範囲等に合意した。

五庁は、日本知的財産協会（JIPA）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、米国知的財産権者協会（IPO）、ビジネスヨーロッパ（BusinessEurope）、韓国知識財産協会（KINPA）、中国專利保護協会（PPAC）の五庁ユーザーとハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を行っている。

2020年度は、コロナ禍の影響を受けハイレベルでの会合は中止となったものの、実務者レベルではテレビ会議形式で会合を開催し、特許分野の制度運用やグローバル・ドシエのサービス改善に関して意見交換を行った。

意匠五庁（ID5）は、世界の8割以上の意匠登録出願を扱うJPO、USPTO、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、CNIPA、KIPOの主要五庁が、意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、2015年12月に創設（於、米国・アレキサンドリア）した枠組みである。USPTOのホストにより開催された第6回意匠五庁（ID5）年次会合（2020年10月、オンライン）では、意匠保護に関する国際協力の強化と将来的な制度運用の国際調和、ユーザーの利便性の向上にもつながり得る、以下の成果を得た。

- ・「優先権書類の電子的交換に関する研究」プロジェクトの成果として、2020年9月にEUIPOがWIPOのDAS（デジタル・アクセス・サービス）に参加したことにより、ID5全庁で意匠分野における優先権書類の電子的交換が実現。これにより優先権書類の提出に関するユーザーの利便性が向上した。

- ・「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」プロジェクトでは、「インターネット情報の証拠性に関するID5推奨実務」（2021年度完成予定）の作成に向けた作業を開始することについて五庁間で合意。

- ・意匠制度の国際的な協調や利便性の向上に資する、5つの新たな協力プロジェクトを採択。

商標五庁（TM5）は、JPO、CNIPA、EUIPO、KIPO、USPTOの五庁間の協力により、各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として2011年12月に創設された枠組みである。

2020年10月にオンライン形式で開催された第9回商標

五庁（TM5）年次会合では、JPOがリードする「悪意の商標プロジェクト」、「イメージサーチプロジェクト」等を含む計15の協力プロジェクトについて議論が行われた。

「悪意の商標プロジェクト」では、「悪意の商標出願の制度運用等報告書」の更新版及び啓発用に各庁が作成したマングアを、完成次第TM5ウェブサイトにおいて公表することについて、また、「イメージサーチプロジェクト」では、今後の情報交換のテーマを、審査システムにおける最新技術の活用、テレワークなどに設定することについて合意するなどの成果が得られた。また、会合3日目には、各国の業界団体・代理人団体等のユーザー団体を招いたユーザーセッションをオンライン形式で開催した。ホストであるUSPTOから本年次会合についての概要報告を行った後、各庁から最新の統計・施策状況について報告を行い、その後約150名のユーザー代表者と意見交換を行った。

また、ID5及びTM5を構成する五庁は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響を受けた世界中のユーザーを支援するため、新型コロナウイルス感染症に対応した協力目標を掲げる「共同メッセージ」を公表した。

（2）新興国等における知的財産制度整備の支援

日本国特許庁は、新興国との間で、多国間会合の場を活用した協力を進めている。

2020年は、7月と9月にオンライン形式で第10回日ASEAN特許庁長官会合が開催された。7月に開催された会合では、先端技術分野における特許審査基準の整備や特許出願における誤訳の問題に関する知見の共有等を行う場として日ASEAN特許専門家会合を立ち上げることを含む日ASEAN知的財産アクションプランに合意した。9月に開催された会合では、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）から、ASEAN各国のAI関連発明の特許審査運用に関する調査の中間報告がなされた。この調査は、JPOの審査ハンドブックに掲載されたAI関連発明の事例を、ASEAN各国の法規等に沿って判断するとどのような審査結果となるのか分析するというものである。

日ASEAN特許庁長官会合での合意に基づき早速2020年10月には第1回日ASEAN特許専門家会合が開催された。当該会合では、前述したERIAによる調査の

中間報告が活用され、各国の審査実務を踏まえた活発な議論が行われた。また、特許出願における誤訳の問題についての認識の共有も行われた。引き続き 2021 年度以降も本会合を開催し、実務者レベルでの議論を重ねる予定である。

また、2020 年 11 月の日 A S E A N 首脳会議では、日 A S E A N 特許庁長官会合を通じたさらなる協力を行うことを促す議長声明が採択された。

（３）海外知財庁・関係機関との連携・協力

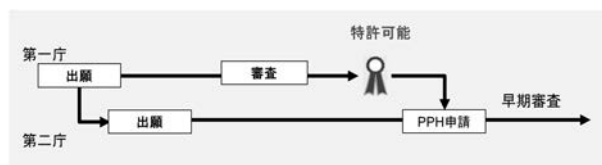
（ア）特許審査ハイウェイ

特許審査ハイウェイ（P P H）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである（参照：図 10）。

2006 年 7 月に日本の提案により日米間で世界初の P P H の試行が開始されて以来、2021 年 3 月 31 日時点で P P H 実施庁は 55 に達したほか、P P H 申請件数も 2020 年には約 32,000 件（2021 年 3 月 1 日集計時点での暫定値）となり、累積申請件数は 25 万件を突破した。2021 年 3 月 31 日現在、日本国特許庁は 45 の庁と P P H を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の 99% 以上で P P H が利用可能となっている。

また、2014 年 1 月から、多数国間の枠組みである「グローバル特許審査ハイウェイ（G P P H）」を 17 の庁間で開始している。従来二庁間の取組として、P P H M O T T A I N A I や P C T - P P H のように複数種類存在する P P H が選択的に実施されていたところ、この枠組みに参加した知的財産庁の間では、国・地域によりどの P P H が利用可能であるかを区別することなく、全ての P P H が利用可能となる。2020 年 7 月には 27 番目の庁としてチリ産業財産権庁が G P P H に参加した。

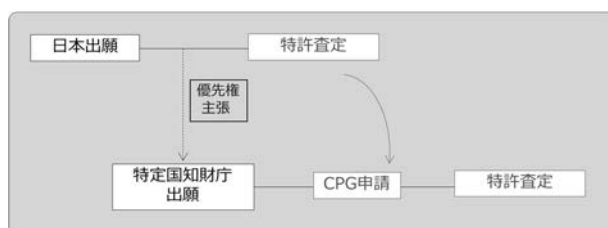
図 10 特許審査ハイウェイ（P P H）の概要



（イ）特許の付与円滑化に関する協力

特許の付与円滑化に関する協力（C P G : Cooperation for facilitating Patent Grant）とは、我が国で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである（参照：図 11）。これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。日本国特許庁は本協力を、2016 年 7 月からカンボジア工業科学技術イノベーション省（カンボジアにおいて特許・意匠を所管する知的財産庁に相当）、2016 年 11 月からラオス知的財産局との間で開始した。

図 11 特許の付与円滑化に関する協力（C P G）の概要



（ウ）国際審査協力

経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査協力は、このような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、審査の質の高いレベルでの調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000 年 4 月から 2021 年 3 月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを、33 の知的財産庁・組織と行っている。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症により派遣・受入が困難な中で、全ての審査官協議及び研修をオンラインにて実施した。日本国特許庁の審査官計 21 名が審査官

協議に参加した。また、日本国特許庁の延べ 21 名の国際研修指導教官が計 145 名の新興国審査官に対して研修を提供し、当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成の促進に取り組んだ。

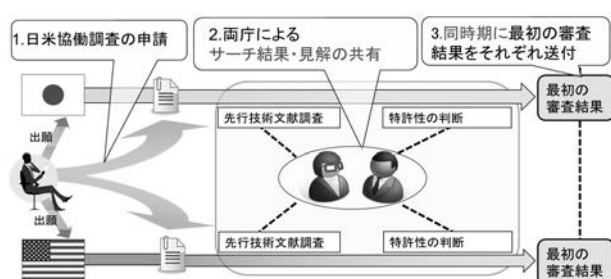
(エ) 日米協働調査試行プログラム

日米協働調査試行プログラムは、日米両国に特許出願した発明について、最初の審査結果を出願人に送付する前に、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組であり、米国特許商標庁との間で 2015 年 8 月 1 日から試行を行っている（参考：図 12）。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

2017 年 7 月 31 日まで 2 年間実施した第 1 期試行プログラムにおいては、試行期間中に 67 件の申請を受理した。また、2017 年 11 月 1 日から最初の審査結果の発送までの期間短縮を目的とした新しい運用で 3 年間実施した第 2 期試行プログラムにおいては、83 件の申請を受理した。そして、2020 年 11 月 1 日から新たに 2 年間の第 3 期試行プログラムを実施している。

図 12 日米協働調査試行プログラムの概要



2. 2. 知的財産保護のための取組

二国間、多国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国を中心に知的財産権の保護水準の向上に向けた

制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。

また、企業活動に悪影響をもたらす模倣品問題の対策は急務であり、二国間協議を通じた相手国政府への模倣品対策強化の要請と協力、「模倣被害実態調査」（本調査は 2020 年度をもって廃止され、規模を縮小して「知的財産活動調査」に併合される。）の実施等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供、税関職員向けの知的財産に関する研修に日本国特許庁の職員を講師として派遣するなどの取締機関との連携の強化、を実施している。一方、国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている。2020 年度のキャンペーンでは、フリマアプリ、SNS の使用頻度が高い 20 代前半の社会人を主なターゲットとして、「買わない 売らない 買わせない！」をキャッチコピーにキャンペーン用特設ウェブサイトを開設し、SNS 広告、動画配信等を行った。

3. 知的財産活動の活性化のための取組

3. 1. 中小企業等に対する支援

特許庁では、我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して「知財意識」から「海外展開」まで様々な施策を通じて総合的に支援している。

(1) 特許料・審査請求料等の減免措置

中小企業等の知財活動を活発化するため、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号）に基づき、中小企業等を対象とした、審査請求料、特許料（1 年～10 年）、国際出願関連手数料の減免措置を講じている。

(2) 知財総合支援窓口

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）では、中小企業等が抱える経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、「知財総合支援窓口」を全国 47 都道府県に設置している。知財総合支援窓口では、企業経営におけるアイデア段

階から製品化や海外展開といった事業活動上の様々な課題等に対し、経験豊富な窓口担当者によるアドバイスを受けることができる(2020年度実績:118,514件)。加えて、より専門的な内容の相談については知的財産の専門家である弁理士・弁護士をはじめ、デザイナーや中小企業診断士等の様々な専門家とも協働し、さらに、よろず支援拠点や中小企業支援センター、自治体、商工会・商工会議所をはじめとする地域の中小企業支援機関と連携して、効率的・網羅的な支援サービスを提供している。

(3) 営業秘密・知財戦略に関する相談

イノベーション手法の変化や新興国企業の技術力向上に伴う産業構造のパラダイムシフトにより、企業が生み出した技術について、オープン・クローズ戦略を取り入れたより複雑かつ高度な知財戦略を策定することが重要となっている。こうした企業の知財戦略の複雑化や高度化への対応を支援するため、2015年2月2日、INPITに「営業秘密・知財戦略相談窓口」を設置し、中小企業等からの営業秘密・知財戦略に関する相談を受け付けている(参照:図13)。

「営業秘密・知財戦略相談窓口」と「関西知財戦略支援専門窓口」では、中小企業等において生み出された技術について、特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出への対応等に関する相談に、経験豊富な企業OBや弁護士等の知財専門家が対応している。また、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁

と、サイバー攻撃など情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と連携するなど、関係機関と協力して対応している。さらに、全国にある知財総合支援窓口とも連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。2020年度は、営業秘密・知財戦略相談窓口では387件、関西知財戦略支援専門窓口では132件の相談に対応した。

(4) 海外展開に関する相談

企業等が海外で事業を展開する際には、刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応や知的財産の活用等、知的財産全般のマネジメントが必要になる。海外展開を考えている企業等の海外展開を知的財産面から支援するため、INPITでは、海外駐在や知的財産実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材(海外知的財産プロデューサー)が企業等を訪問して面談で相談に対応する、無料のサービスを提供している(参照:図14)。

知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な事項に関して、上記専門人材の豊富な経験や知識に基づき、ビジネスの観点からアドバイスを行っている。INPITの海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口という専門窓口において相談を受け付けており、2020年度は、それぞれ338件及び164件の相談に対応した。

支援内容をより充実したものとするため、全国の都道府県に設置されている知財総合支援窓口等のINPITの

図13 INPITの専門人材による営業秘密に関する企業訪問支援

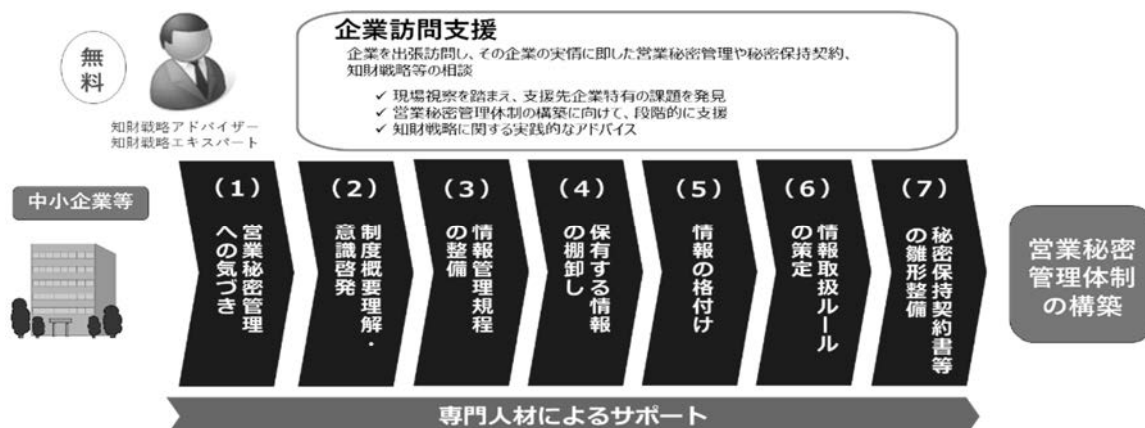


図 14 海外展開に関する相談



他の窓口や他機関との連携を進めている。また、INPITは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を事務局とする新輸出大国コンソーシアムにも、支援機関として参画している。

さらに、海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、INPITで開催するセミナーや他機関・企業等のセミナー等において上記専門人材が講演活動を行っている。

（５）外国出願支援事業（補助金）

中小企業における戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター等及び日本貿易振興機構（JETRO）を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出願（特許、実用新案、意匠、商標）にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用）の一部を補助している。補助率は2分の1で、案件ごとの上限額は、特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標（※）30万円。1企業に対する上限額は300万円。2020年度は799件（前年度比6.6%減）を支援した。

※冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

（６）海外侵害対策支援事業（補助金）

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を補助している。補助率は3分の2で、1企業に対する上限額は400万円。2020年度は13件を支援した。

また、2015年度からは、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えら

れた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟にかかる費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施している。さらに、2016年度からは、異議申立や無効審判請求、取消審判請求など、冒認商標を取り消すためにかかる費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施。2020年度は21件を支援した。防衛型侵害対策及び冒認商標無効・取消係争支援における補助率は3分の2で、1企業に対する上限額は500万円。

（７）知財金融促進事業

中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を見える化して金融機関からの融資や経営支援につなげるため、以下の包括的な取組を実施した。

- ・知財ビジネス評価書の提供：中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価した評価書を専門機関が作成し、金融機関に提供。
- ・知財ビジネス提案書の提供：評価書を提供した金融機関と知財専門家が、経営課題に対する解決策を盛り込んだ提案書を作成し、中小企業に提供。2020年度は、評価書と提案書合計で163件作成。
- ・普及啓発：ポータルサイトの運営やマニュアルの更新、ウェブフォーラムを開催。

（８）海外知財訴訟保険事業（補助金）

2016年度より、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合のセーフティネットとしての施策として、全国規模の中小企業を会員とした団体を通じて、海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金を補助している。補助率は2分の1（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1）。

（９）日本発知財活用ビジネス化支援

中堅・中小企業や地域団体商標登録団体の知的財産を活用した海外でのビジネス展開（ライセンス契約等）を促進するため、ブランド戦略の策定、海外展開におけるライセンス契約の普及や技術流出防止等を目的としたセミナーへの参加や国内外での展示会出展等に係る費用を助成する。2020年度は、150件の支援を行った。

（10）中小企業知的財産支援事業（補助金）

地域における知財支援体制の構築や連携強化を通じて知財支援力を向上するため、地域の先導的な知財の取組を補助している。2020年度は11件の取組を支援した。

（11）巡回特許庁支援事業

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」を、2020年度には全国5地域、5都市（うち3都市が初開催）で開催した。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会場での検温やアルコール消毒の実施、接触確認アプリ（COCOA）インストールの推奨、会場収容率50%以下とするほか、各開催都市のイベント開催指針に則り開催した。

経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等と連携して、知的財産制度や特許庁の支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等、普及啓発イベントを行った。

（12）産業財産権専門官

特許庁職員である産業財産権専門官は、従来は全国の中企業等への個別訪問や中小企業や支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っていたが、2020年度からは、第2次地域知財活性化行動計画に基づき、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局知的財産室並びにINPITと連携し、地域未来牽引企業や戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）採択企業、ベンチャー企業等のポテンシャルの高い企業をターゲットに、知財戦略構築のためのハンズオン支援を実施している。具体的には、企業の成長プロセスや知財活用ステージに応じた制度・施策の選

択・組合せの提案、INPITと連携した課題に応じた専門家の派遣やフォローアップ等を通じて、企業の「稼ぐ力」のステップアップを狙う取組を実施している。

その他、知財活用の効果が見込まれる地域未来牽引企業等の企業を対象にしたセミナー等も実施して、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。

◇2020年度実績

中小企業等へのハンズオン支援 267社

知的財産セミナー・研修会講師 33回

（13）INPIT-KANSAI

特許庁及び特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」（2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定）を踏まえ、2017年7月に「INPIT近畿統括本部」（INPIT-KANSAI）を、「グランフロント大阪」（大阪市北区）に開設した。同本部では、地元自治体や地域の支援機関等とも密接に連携しながら、近畿地域の中堅・中小企業等の事業成長のための知財支援を展開するため、（１）ビジネス・知財総合戦略に関する専門的な支援、（２）特許審査官による「出張面接」・「テレビ面接」の実施サポート、（３）高度検索用端末による産業財産権情報の提供、（４）地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣など多面的な支援を実施している。

（14）スタートアップ支援に関する取組

特許庁では、スタートアップに対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、スタートアップ特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施している。

2018年度より開始した知財アクセラレーションプログラム「IPAS」では、創業期のスタートアップを対象に、ベンチャーキャピタル経験者・ビジネスコンサルタント等のビジネスの専門家と、弁理士・弁護士等の知財専門家からなる知財メンタリングチームが、スタートアップのビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知財の取得に向けた支援を行っている。本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるスタートアップの創出を図るとともに、成果を広く普及啓発することでスタートアップに対

する知財支援の活性化を促進する。2018-2019 年度の支援事例をもとに、スタートアップがつまずきやすい課題を、「ビジネスモデル・シーズ戦略」、「知財戦略」、「出願戦略」に分けて整理し、それぞれの対応策とともにまとめ、『知財戦略支援から見えたスタートアップがつまずく 14 の課題とその対応策』を公開した。さらに 2020 年度は、ビジネス専門家、知財専門家向けに、『I P A S を通して見えた知財メンタリングの基礎』を発行した。『I P A S を通して見えた知財メンタリングの基礎』では、実際の I P A S のメンタリングを基に、メンタリングチームがどのようにスタートアップの知財戦略構築を支援していくのかを登場人物を交えてストーリー風に紹介しており、メンタリングを疑似体験しながら、知財メンタリングの基礎が学べる構成となっている。

また、特許庁では、スタートアップと知財の距離を縮め、スタートアップが知財に取り組むきっかけとなるよう、スタートアップ向け知財コミュニティの構築を推進しており、2018 年 12 月より、スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト「IP BASE」(<https://ipbase.go.jp/>)を運営している。IP BASE では、先輩 C E O のインタビュー記事など、スタートアップの知財意識向上を図るための魅力的なコンテンツを掲載している。また、会員登録者向けにスタートアップ支援を行う知財専門家の検索機能や知財専門家への質問機能を設けているほか、会員登録者のニーズに基づいたテーマで勉強会を開催し、知財への興味関心により高いスタートアップについて一層のレベルアップを図っている。さらに、2019 年度からスタートアップにおける知財コミュニティの活動を促進させるべく、知財に意欲的に取り組む人材・組織を表彰する「IP BASE AWARD」を実施し、2021 年 3 月に「第 2 回 IP BASE AWARD」を開催した。スタートアップにおける知財全般に関して、先進性・注目度などの観点から、めざましい取組をした個人・組織を表彰した。表彰は、知財専門家部門、スタートアップ部門、エコシステム部門の 3 部門で実施した。

その他、特許審査に関するスタートアップ支援策として、一定の要件を満たす企業を対象に「面接活用早期審査」及び「スーパー早期審査」や、国内特許出願、P C T 国際出願の手数料等を軽減する措置を実施している。

(15) 中小企業等特許分析活用支援事業

特許情報とは特許の出願や権利化に伴って提供される公開情報であり、これを調査・分析することによって、競合他社の動向や技術開発のトレンド等を知ることが可能となる有益なデータとなる。したがって、これを積極的に事業戦略に活用することが企業の発展のために重要である。

しかし、特許情報の調査・分析を適切に行い事業戦略に活かすためには専門的知識が必要であり、また、調査内容によっては少なくない費用がかかることから、先行技術調査等の特許情報分析にかかる公的支援へのニーズは高いと考えられる。

そこで、中小企業等の事業活動における事業構想、研究開発、出願及び審査請求の各段階のニーズに応じた包括的な先行技術調査を支援し、中小企業等における特許情報の活用を推進するための取組を実施している。なお、2021 年度は、名称を「特許情報分析支援事業」と変更し、引き続き中小企業等の事業計画、経営戦略策定への知財活用を支援していく。(2020 年度実績:155 件)。

3. 2. 大学等に対する支援

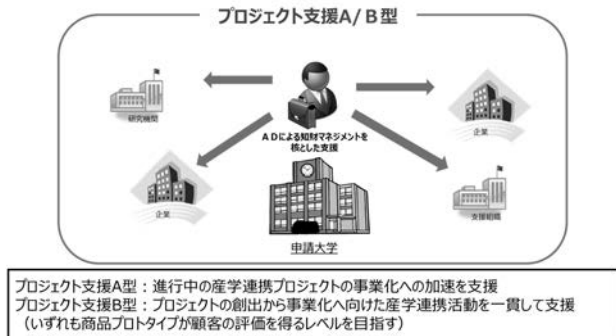
(1) 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している(参照:図 15)。

「プロジェクト支援 A 型」と「プロジェクト支援 B 型」の 2 つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援 A 型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、事業化を目指す産学連携プロジェクト案件を有している大学に対し、進行中のプロジェクトの事業化への加速を支援している。「プロジェクト支援 B 型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、技術シーズ・ニーズ又はデザインが複数存在しているもののこれに基づく産学連携プロジェクトの創出まで至っていない大学に対し、プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援している。

◇2020 年度派遣実績 29 大学（プロジェクト支援 A 型
14 大学、プロジェクト支援 B 型 15 大学）

図 15 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要



（2）知財戦略デザイナー派遣事業

特許庁では 2019 年度から大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーが大学の U R A（リサーチ・アドミニストレーター）をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知的財産権の保護が図られていない研究成果の発掘を行う事業を実施した。知財戦略デザイナーは、研究者との対話を通じて、従来技術と比較した研究内容の強みを明らかにし、研究成果が大きく花開く、例えば共同研究への発展や事業化などの未来展望を研究者に提案した。そして研究者が目指す未来を実現するため、研究成果を公表するタイミングなどと絡めて、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどの知的財産戦略を研究者目線でデザインして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援した。

2020 年度には、17 名の知財戦略デザイナーを 20 大学に派遣した。

3. 3. 知財活用全般に対する支援

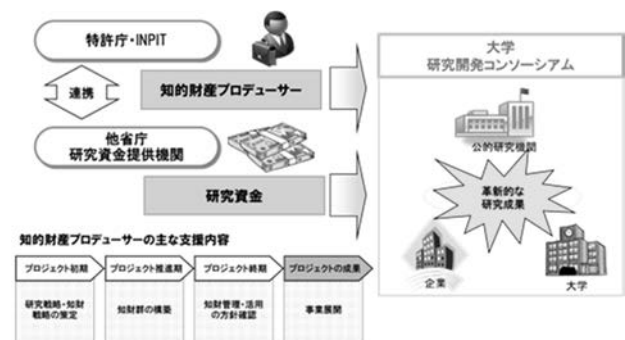
（1）知的財産プロデューサー派遣事業

競争的な公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している（参照：図 16）。

具体的には、プロジェクト初期では知財管理基盤の整備、研究開発戦略・知財戦略の策定の支援、プロジェクト推進期では戦略的な知財群の構築等知財マネジメントの推進の支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後の知的財産管理主体における知的財産管理・活用方法の確認・共有の支援を行っている。

◇2020 年度派遣実績 47 プロジェクト

図 16 知的財産プロデューサー派遣事業の概要



（2）地域団体商標制度

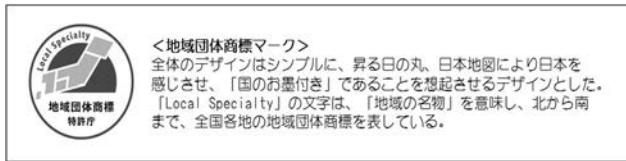
地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた地域ブランドを商標権として、より適切に保護するため、2005 年に商標法が一部改正され、2006 年 4 月に、地域団体商標制度が施行された。

本制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につながることを目指し、導入されたものである。これにより、全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録することができないものとされていた地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、模倣品を排除することができるようになった。商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高めることで、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくこと、そして、地域活性化につながっていくことが期待されている。

2021 年 3 月末までに 1,281 件が出願され、701 件について設定登録されている。

地域団体商標制度の更なる普及と地域団体商標産品（サービス）のブランド力向上を促すため、2018 年 1 月に「地域団体商標マーク」を策定している（参照：図 17）。「地域

図 17 地域団体商標マーク



団体商標マーク」は、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証として、204 の団体に活用いただいている（2021 年 3 月末時点）。

本マークは、原則、地域団体商標に係る商標権を有する団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者のみが使用できるため、マークの有無による、第三者産品（サービス）との差別化に役立つとともに、商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることを PR するツールとして活用することで、第三者による商標権侵害を未然に防止する効果が期待される。

また、特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005 年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で説明会を実施している。あわせて、同制度の概要等について説明したパンフレットを配布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。

2021 年 3 月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、地域団体商標の出願相談や外国出願補助金などの制度に関する支援策、登録されている 699 件（2020 年 12 月末時点）の地域団体商標の情報等を掲載した冊子「地域団体商標ガイドブック～カタログ編～」を作成し、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、地域団体商標を保有する団体等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。

さらに、特許庁では、地元の学生と地域団体商標の権利者がチームを組み、地元の学生が地域団体商標の権利者への取材を通じて、その魅力等を「Instagram®（インスタグラム）」で発信し、今後のビジネス展開等についても発表する「地域ブランド総選挙」を 2017 年度の九州地域、2018 年度の東海・北陸地域、2019 年度の東北地域に続き、2020 年度は「全国地域ブランド総選挙」をオンラインで開催した。

（3）デザイン経営に関する取組

2017 年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた『『デザイン経営』宣言』において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言されたことを受け、特許庁では、行政サービスの品質の向上を図るため、2018 年 8 月に「デザイン統括責任者（CDO）」を設置し、その下に「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践している。2020 年度の取組は以下のとおりである。

① 中小企業のためのデザイン経営ハンドブック¹

2021 年 4 月に公開した「中小企業のためのデザイン経営ハンドブック」は、中小企業がデザイン経営を自社に活かせるよう、自分たちに合ったやり方を実践するための、9 つの「入り口」を事例と共に紹介している。

② I-O-P-E-N²

2025 年の大阪・関西万博に向けて、W I P O や諸外国との協力を進め、万博で世界に発信する将来の知財制度や、人材、教育、サービス等知財を取り巻く環境のあるべき姿について検討を開始し、I-O-P-E-N という名称でプロジェクトを開始した。

I-O-P-E-N プロジェクトでは、「想いを知的財産のエンジンに」、「知は一人ひとりの創造力のために」、「社会変革のための知的財産」という 3 つのミッションを掲げ、誰かの助けになりたい、社会をより良くしたい、そんな想いと創造力から生まれる知的財産をいかして、未来を切りひらく人々の支援をしていくこととしている。

4. 特許法等の一部を改正する法律案

特許庁は、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、2020 年 7 月に中間報告書として「A I ・ I o T 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方」を公表し、2021 年 2 月に報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」を公表した。また、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において、2021 年 2 月に報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について」を公表した。さら

¹ 中小企業のためのデザイン経営ハンドブック
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/chusho.html

² 知的財産（Intellectual Property）とイノベーション（Innovation）を自分自身（I）が開いていき、人々の目から鱗が落ちる（Eye-Opening）という意味が込められている。

に、産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、2021 年 2 月に報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方」を公表した。そして、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会において、2021 年 2 月に報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」を公表した。

これらの内容を含む、特許法等の一部を改正する法律案は、2021 年 3 月 2 日に閣議決定、第 204 回通常国会へ提出された。

（１）特許法改正案

①権利回復制度の見直し

- ・特許権等が手続期間の徒過により消滅した場合に、当該特許権等を回復するための要件を緩和することとした。

※実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

②特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入

- ・特許権侵害訴訟等において、裁判所は、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、法律の適用等の必要な事項について第三者の意見を求めることができることとした。

※実用新案法において同旨の改正を実施。

③口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化

- ・審判の口頭審理において、当事者等が物理的に審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等により参加することを可能にした。

※実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

④訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

- ・訂正審判の請求及び特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求等において、通常実施権者の承諾を不要とした。

※実用新案法及び意匠法において同旨の改正を実施。

⑤特許料の改定

- ・法定されていた特許料について、上限額を法定しその範囲内で具体的金額を政令で定める体系とするとともに、法定上限額を現行料金より引き上げることとした。

※商標法において同旨の改正を実施。実用新案法、意匠法においては体系変更のみを実施。

⑥災害等の発生時における割増手数料の免除

- ・災害等を理由に特許料（登録料）の納付期間を徒過した場合に割増特許料（割増登録料）の納付を免除することとした。

※実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

（２）意匠法改正案

①国際意匠登録出願における新規性喪失の例外適用証明書の提出方法の拡充

- ・意匠の国際出願に関し、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書を、出願時に世界知的所有権機関（W I P O）に提出することを可能とするため、当該証明書をW I P Oに出願した時に特許庁長官に提出したものとみなすこととした。

②国際意匠登録出願における登録査定の謄本の送達方法の見直し

- ・登録査定の謄本の送達を、世界知的所有権機関（W I P O）を経由した保護付与声明による電子的通知と一本化することを可能とした。

（３）商標法改正案

①模倣品の越境取引に関する商標法等における規制の必要性について

- ・増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者による模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為が商標権の侵害行為となることを明確化し、模倣品流入に関する規制を強化した。

※意匠法において同旨の改正を実施。

②国際商標登録出願に係る個別手数料の納付方法及び登録査定の謄本の送達方法の見直し

- ・国際商標登録出願について、個別手数料の納付方法を、二段階納付（国際出願時及び日本国内での設定登録時に分けて納付）から一括納付（国際出願時に全額納付）に変更した。併せて、登録査定の謄本の送達を、世界知的所有権機関（W I P O）を経由した保護認容声明による電子的通知と一本化することを可能とした。

（４）工業所有権に関する手続等の特例に関する法律改正案

①予納制度の簡素化(特許印紙予納の廃止及び現金予納に係る規定整備)

- ・特許料等又は手数料の予納について、特許印紙による予納を廃止し現金による予納とすることで手続を簡素化した。

(5) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律改正案

①国際調査に関する手数料の改定

- ・特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち、国際調査に関する手数料等の上限額を引き上げることとした。

(6) 弁理士法改正案

①法人名称の変更(特許業務法人から弁理士法人への変更)

- ・弁理士の所属する法人の名称について、特許業務法人から弁理士法人に変更した。

②特許業務法人の一人法人制度の導入

- ・弁理士の所属する法人の設立・存続要件について、弁理士社員2名以上から1名以上に変更した。

③特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度での意見作成に関する相談業務の追加

- ・特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度に関する相談業務について、弁理士が行うことのできる業務として追加した。

④農水知財(植物の新品種・地理的表示)業務の追加

- ・農林水産関連の知的財産権(植物の新品種・地理的表示)に関する相談業務及び外国出願支援業務について、弁理士が行うことのできる業務として追加した。

5. 特許特別会計の歳出・歳入構造改革

(1) 特許特別会計の現状と歳出削減の取組

①現状と近年の課題

2005年度以降、審査請求期限の短縮¹に伴う一時的な審査請求件数増やその後の特許登録件数増で歳入が増加す

る一方、大規模システム刷新の頓挫により予定していた歳出が生じず、剰余金が2,000億円超に到達した。2008年、2011年、2016年と3度にわたる値下げにより、歳入が定常経費程度に抑制された(参照:図18)。

また、リーマンショック時に出願減が加速し、その後も減少傾向が継続している²こと等で、2014年度に赤字となり、その後、新最適化計画に基づくシステム刷新及び庁舎改修が開始されて歳出が増大し、結果、6年連続の赤字となっている。2020年度の歳出予算は1,649億円となっており、同年度の歳入予算(1,281億円)を大幅に上回っている。

このような状況に対して、特許庁では、審査審判関連経費、情報システム費、庁舎改修関連経費等について徹底的な合理化を行うとともに、中小企業等支援を始めとする政策経費等の裁量経費の見直しを進めている。

②今後の新たな取組・改善

歳出については、削減のための不断の見直しを進めていくことが必要であることから、定常経費が2022年度以降早期に現行料金体系下での歳入を下回るよう、歳出削減の取組を継続・強化していく。更に、印紙予納の廃止や減免制度の適正化による簿外費用の圧縮³を図る。

また、各種外注のコスト削減の観点から、関連団体においても業務の在り方を含め、改革が進められることが望ましく、加えて、産業財産権政策を支える情報システムの整備に当たっては、引き続き技術検証委員会の監督の下、計画的かつ効率的な投資を継続する。

(2) 歳入確保に向けた対応

①現状と近年の課題

上記の歳出削減の取組により定常経費が歳入を下回ったとしても、制度の安定運用のためには、(ア)将来、次期システムや庁舎の改修等に必要となる投資経費の不足分や、(イ)災害等の不足の事態に備えたバッファーとしての剰余金の確保が必要である。

2021年2月に公表された、産業構造審議会知的財産分

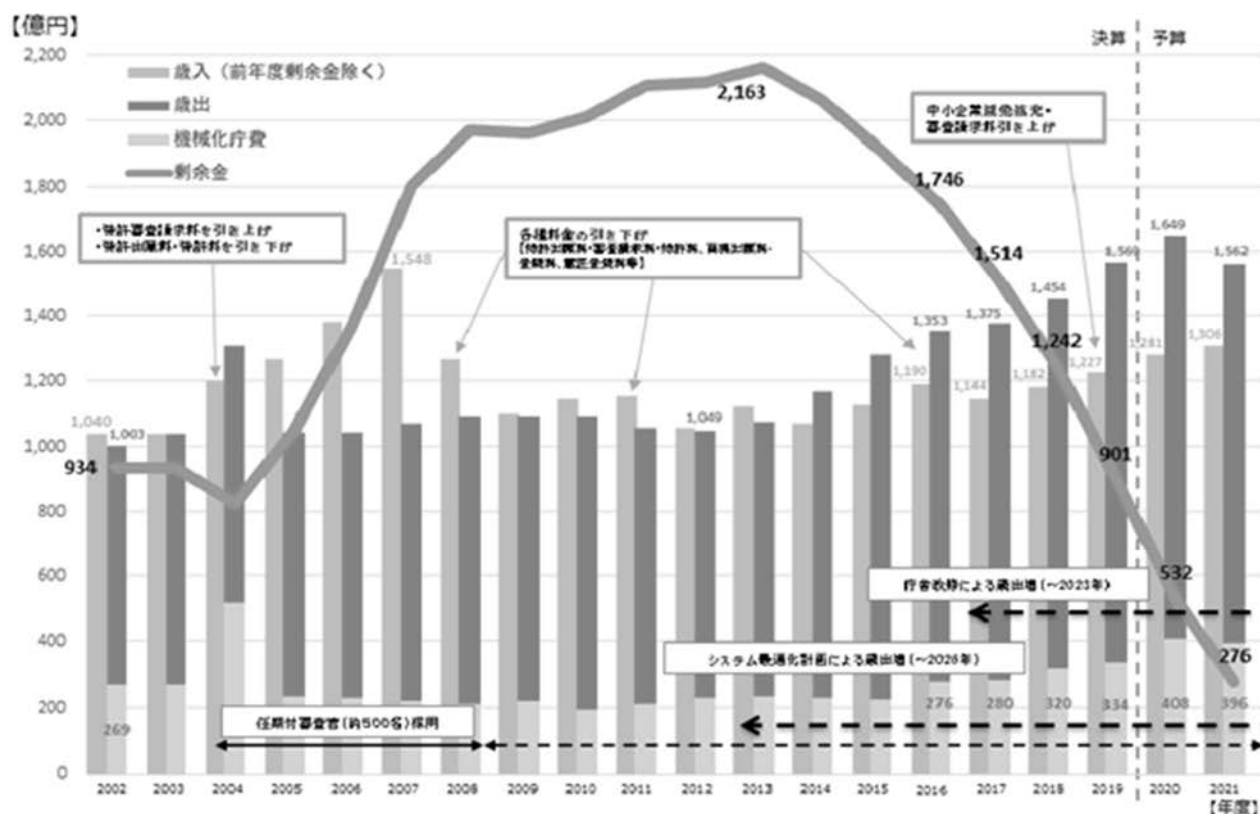
¹ 2001年10月に審査請求期限が7年から3年に短縮された。このため、最初の3年の期限が到来した2004年10月以降、新制度と旧制度の審査請求期限が重なる4年間、審査請求件数が一時的に増大した。

² リーマンショック後、企業の研究開発投資は、諸外国よりは

長いとはいえ、5-6年で回復したものの、出願減の傾向は上記回復後も継続している。

³ 特許印紙の売り捌き手数料や特許料等の減免は、会計上歳入の減として現れるが、実質的に特許庁が負担をしているため、歳出削減の取組として位置づけた。

図 18【決算・予算ベースでの剰余金推移】



科会基本問題小委員会の報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方¹⁾」では、(ア) 2030 年代半ばまでに必要と見込まれる投資経費として 2,000 億円程度²⁾、(イ) 災害等不測の事態に対応するリスクバッファー等として 400 億円程度必要であるとの考え方が示された。

また、歳入確保が必要となる時期や年間の追加財源の規模については、「2022 年度から、次期システム刷新が本格化する 2030 年代半ばまでに (ア) の投資経費を確保するためには、毎年度 150 億円程度が追加的に必要となる」との考え方を示している。

審査の迅速性や品質、ユーザーの利便性を引き続き確保するため、上記の歳出削減によってもなお不足する部分については、必要最低限の料金体系の見直し (値上げ) 等により歳入を確保していくことが必要な状況である。

②特許料等の料金体系の見直し

特許法等の一部を改正する法律案が、2021 年 3 月 2 日に閣議決定³⁾、第 204 回通常国会へ提出された (4. 参照)。

本法律案においては、法定されていた特許料・登録料について、上限額を法定しその範囲内で具体的金額を政令で定める体系とするとともに、特許料及び商標登録料等の法定上限額を現行料金より引き上げることとした (参照：図 19)。

また、実費と料金との乖離が大きい P C T 国際出願に係る手数料についても法定上限額を引き上げることとした。

③今後の新たな取組・改善

特許庁のサービスを維持・向上していくために、2008 年以降料金を引き下げてきた経緯も踏まえつつ、今後の料金体系の在り方の検討を進める。その際、今後必要となる剰余金の水準等については、財政運営状況や投資計画等の詳細を検討する中で常に見直し、これに応じて機動的に料金を引き下げる等の対応と、財政運営の透明性を確保する必要がある。

基本問題小委員会報告書においては、具体的な料金水準の検討に当たって、

- ・審査コスト等の実費を踏まえ、制度別の収支バランス

¹⁾ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyokouzou/shousai/kihonmondai_shoi/210203torimatome.html

²⁾ システム経費について、更なる開発経費削減等の合理化が実現すれば、削減の可能性はある。一方、他律的要因 (計画外の

OS サポート切れ、災害等) により、経費が追加的に生じるリスクもある。

³⁾ <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210302003/20210302003.html>

図 19 【法定上限額の改定案】

過去の主な料金の推移

		2008改正	2011改正	2012改正	2016改正	2019改正	
		～2008/5	2008/6 ～ 2011/7	2011/8 ～ 2012/3	2012/4 ～ 2016/3	2016/4 ～ 2019/3	2019/4 ～ 現在
特許	出願料	16,000円	15,000円			14,000円	
	審査請求料	168,600円 + 請求項数 × 4,000円	118,000円 + 請求項数 × 4,000円			138,000円 + 請求項数 × 4,000円 & 中小減免拡大	
	特許料(1-3y)	2,600円 + 請求項数 × 200円	2,300円 + 請求項数 × 200円			2,100円 + 請求項数 × 200円	
	特許料(4-6y)	8,100円 + 請求項数 × 600円	7,100円 + 請求項数 × 500円			6,400円 + 請求項数 × 500円	
	特許料(7-9y)	24,300円 + 請求項数 × 1,900円	21,400円 + 請求項数 × 1,700円			19,300円 + 請求項数 × 1,500円	
	特許料(10-20y)	81,200円 + 請求項数 × 6,400円	61,600円 + 請求項数 × 4,800円			55,400円 + 請求項数 × 4,300円	
PCT	日本語	110,000円			80,000円	80,000円	
	英語				166,000円	166,000円	
商標	出願料	6,000円 + 区分数 × 15,000円	3,400円 + 区分数 × 8,600円				
	登録料	66,000円 × 区分数	37,600円 × 区分数			28,200円 × 区分数	
	更新料	151,000円 × 区分数	48,500円 × 区分数			38,800円 × 区分数	

今回の法定金額の見直し

(※) 括弧内は上限の金額

現行法定金額	改正案
(16,000円)	改定無し
(168,600円 + 請求項数 × 4,000円)	改定無し
2,100円 + 請求項数 × 200円	(毎年 61,600円 + 請求項数 × 4,800円)
6,400円 + 請求項数 × 500円	
19,300円 + 請求項数 × 1,500円	
55,400円 + 請求項数 × 4,300円	
(143,000円)	(170,000円)
(221,000円)	(249,000円)
(6,000円 + 区分数 × 15,000円)	改定無し
28,200円 × 区分数	(32,900円 × 区分数)
38,800円 × 区分数	(43,600円 × 区分数)

スが大きく崩れないものとする

- ・欧米の料金水準を参照すること
- ・イノベーションが阻害されない料金体系となるよう、充実したシミュレーションを行うこと
- ・値上げや経済動向による出願減の可能性等にも留意すること

等が必要であるとされた。

妥当性等について、専門家・第三者による点検を定期的に行う。

具体的には、産業構造審議会知的財産分科会の下に「財政点検小委員会」を新たに設置し、特許庁の財政状況を恒常的に点検する仕組みを作る。

(3) 特許特別会計の財政運営に係る情報公開等の在り方

①現状と近年の課題

情勢の変化に応じた柔軟な料金設定を可能とするためには、特許庁の財政状況の透明性の確保が重要である。

特許庁は、特別会計に関する法律に基づき、予算、決算及び企業会計の慣行を参考とした貸借対照表等の財務諸表を翌年 11 月頃に公開し、また、個別の事業については行政事業レビューシートを公開している。これに留まらず、料金収入のみで収支相償が求められる特許特別会計の特殊性を踏まえ、中長期的な財政運営状況等を把握・評価可能な情報を公開していく必要がある。

②今後の新たな取組・改善

定期的に特許庁から財政運営の状況についてより充実した情報公開を行うことで、剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、透明性を確保する。

また、財政運営の状況、特に剰余金の水準や料金体系の